

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月5日

1 入札に付する事項

愛媛県立とべ動物園 臨時警備業務

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月16日（月曜日） 11時
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札参加資格確認書の提出

- (1) 日時 令和8年3月15日（日曜日）午後5時15分まで
- (2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所 （メール、郵送可）
- (3) 方法 メールの場合、押印した確認書に必要書類を添え、[PDF化して staff@tobezoo.com](mailto:staff@tobezoo.com)に送付する。

4 入札参加資格の概要

- (1) 愛媛県の一般的な入札参加資格を有すること。
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であること。
- (3) 10億円の損害補償保険に加入している者であること。
- (4) 過去2年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の委託する警備業務を、履行した実績があること。

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ (<https://www.tobezoo.com/>) 内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会
電話番号 089-962-6000
住所 〒791-2117 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 当該業務にかかる愛媛県の一般競争入札の参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 10億円の損害補償保険に加入している者であること。
- (4) 過去2年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する警備業務を履行した実績(履行中のものを含む。)があること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (6) この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づく営業を行う者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
 - ア 入札参加資格確認書(別紙)
- (2) (1)の書類の提出日時及び提出方法
 - ア 提出日時及び場所 別添入札公告の3のとおり
 - イ 提出方法 (1)の書類は、持参、郵送またはメールにより提出すること。
 - ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。
- (3) 事前確認の方法
事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。
- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札は即時開札とする。

(7) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金
免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、規則第134条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

については、次の事項に留意すること。

① 「愛媛県立とべ動物園維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき、最低制限価格が設定されていること。

② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定すること。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否
要

9 契約条項
契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

愛媛県立とべ動物園 臨時警備業務

(2) 業務内容

とべ動物園園下駐車場、東駐車場・臨時駐車場及びその道路における車両・来園者の案内・誘導業務

主な業務予定日

繁忙日

5月1日～5月5日の5日間9時～17時(10人～20人)

10月の日曜日の内いずれか1日 10時～17時(10人)

8月と10月の土曜日の6日間 17時～22時(10人)

愛媛FCのホームゲーム開催日他運動公園の行事予定による

1回6時間程度8～15人 年間19回程度

※当日の天候や来園者の状況によって、警備業務の日時変更や人員増減、もしくは中止となる場合がある。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月16日(月曜日) 11時

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

令和8年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

とべ動物園 臨時警備業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 当該業務に係る愛媛県の競争入札参加資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定には該当しない。
- 3 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 4 この業務について、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業である。
- 5 10億円の損害補償保険に加入している。
- 6 過去2年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会の発注する警備業務を、下表のとおり履行した実績がある。

業務名	発注者	契約期間	業務場所
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

※1については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※6については契約書の写しを添付すること。

様式 1

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 臨時警備業務
1名1時間あたりの単価

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

住 所
名 称
氏 名 印

私は、住所
氏名 印 を代理人と定め、
下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 愛媛県立とべ動物園 臨時警備業務

契 約 書 (案)

委託者 (甲) 公益財団法人 愛媛県動物園協会

受託者 (乙)

甲と乙の間において、来場者・車両の案内誘導業務について次のとおり契約を締結する。

(契約業務)

第1条 乙が甲に提供する業務の内容、単価は、次のとおりとする。

項目	対象	単位	単価	備考
臨時警備	車両・来場者の案内誘導業務	1名1時間 当たり	円	消費税及び地方消費税10%込み

2 配置場所・時間等詳細については、毎回事前協議により警備計画を決定することとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、特に免除する。

(警備の場所)

第4条 警備業務の対象場所は、伊予郡砥部町上原町240番地 総合運動公園内駐車場及び道路、及び
甲乙が事前協議し決定した臨時駐車場とする。

(警備実施日)

第5条 警備実施日は、甲乙が協議し決定した日とする。

2 甲は、警備実施予定日当日の天候や車両の状況により、甲乙の協議により警備計画の変更をすることが出来るものとする。

(完了及び確認)

第6条 乙は業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。

(業務に要する費用の負担)

第7条 警備業務に要する総ての費用は乙の負担とする。

(対価の支払方法)

第8条 乙は、毎月内訳を記載した、適法な請求書を作成し、翌月甲に提出するものとする。

2 前項の請求書の請求額は、総警備時間に契約単価を乗じて算出した額とする。ただし、これに円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

3 甲は、前項の支払請求書について事実確認のうえ30日以内にその対価を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第8条第3項の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(賠償責任)

第10条 乙は、契約期間中乙の責に帰すべき事由により、警備対象内において事故を生ぜしめ、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、補償額を上限とし、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及びその使用人は、この契約に基づく業務中に知り得た甲の秘密をもらしてはならない。

2 前項の、秘密をもらしたことによる損害賠償は、乙が負担する。

(権利又は義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその使用人に不正、不当の行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認めるとき。
- (4) 乙が、止むを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。
- (6) 前各号のほか、この契約の条項に違反したとき。

(規定外事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要のつど、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえそれぞれ一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠

乙

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
会社名
代表者名

印

令和 年 月の業務を完了しましたので、
契約書第6条の規定により業務完了報告書を提出します。

1. 実施業務名

愛媛県立とべ動物園 臨時警備業務

2. 実施場所

愛媛県総合運動公園内駐車場他

3. 実施日

①	日	時	から	時	まで	人
②	日	時	から	時	まで	人
③	日	時	から	時	まで	人

月間業務時間合計 _____ 時間